

令和7年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

| | | |
|---|-----------------------------------|----|
| ① | 運営指導での指摘事項はどのようなものがあるか？..... | 1 |
| ② | 勤務形態一覧表の作成について..... | 7 |
| ③ | 通所介護計画(注1)の作成等にあたって留意すべきことは？..... | 9 |
| ④ | 個別機能訓練加算について【通所介護・地域密着型通所介護】..... | 12 |
| ⑤ | 入浴介助加算(Ⅱ)について..... | 16 |
| ⑥ | サービス提供体制強化加算について..... | 18 |
| ⑦ | 資格者証及び秘密保持の取扱いについて..... | 20 |
| ⑧ | 建築指導課よりお知らせ..... | 23 |
| ⑨ | 都市計画課よりお知らせ..... | 25 |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

① 運営指導での指摘事項はどのようなものがあるか？

令和7年度に行った運営指導での指摘のあった事項のうち、主なものを下表に示しました。

※「通所介護」の文言に統一していますが、特に記載がない限り全サービス共通です。ご了承ください。

| | 運営指導時の状況 | 指導内容 |
|---|--|---|
| 【重要事項説明書】 | 重要事項説明書の内容について、以下のとおり不十分な箇所がある。 | 利用者に対する説明責任として、重要事項説明書について以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。 |
| | ①介護職員の員数及び勤務体制（常勤・非常勤の別）について、実態に即した記載となっていない。 | ①介護職員の員数及び勤務体制（常勤・非常勤の別）について、実態に即した記載とすること。 |
| | ②料金表における基本報酬の額について、一部誤りがある。 また、届出されていない加算について記載がある。 | ②基本報酬の加算の額について、正しいものに訂正すること。 また、算定できる体制のない加算について記載を削除すること。 |
| | ③運営規程に記載のある項目（その他運営に関する重要事項）について記載がない。 | ③その他運営に関する重要事項について記載すること。 |
| | ④虐待の防止のための措置に関する事項について不足がある。 | ④虐待の防止のための措置に関する事項について、以下の項目を追記すること。 ・虐待の防止のための従業者に対する研修について ・虐待の防止のための指針の整備について ・虐待の防止のための対策を検討する委員会について ・虐待または虐待と疑われる事案が発生した場合の対応方法について |
| | ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載がない。 | ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載すること。 |
| ⑥文書により利用者へ説明し、同意の上で交付しているとのことであったが、同意の上で交付したことが書面で確認できない。 | ⑥「説明し、同意の上で交付を受けました。」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが、書面にて確認できるように様式を調製すること。 | |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

| | 運営指導時の状況 | 指導内容 |
|--------|--|--|
| 【運営規程】 | <p>運営規程の内容について、不十分な箇所がある。</p> <p>①介護職員の員数について、実態に即した記載となっていない。</p> <p>②利用料の負担割合について、1割又は2割の記載はあるが、一定以上所得者の場合は3割となる旨の記載がない。</p> <p>③通常の事業の実施地域の記載が実態と異なっている。</p> <p>④虐待の防止のための措置に関する事項について、項目が一部不足している。</p> | <p>利用者に対する説明責任として、以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。 なお、運営規程に変更が生じた日から10日以内に届け出ること。</p> <p>①介護職員の員数について、実態に即した記載とすること。</p> <p>②負担割合について、一定以上所得者の場合は3割となる旨を追記すること。</p> <p>③通常の事業の実施地域について、実態に合わせた記載とすること。</p> <p>④虐待防止のための措置に関する事項について、以下の項目を追記すること。 ・虐待防止のための責任者（役職名）</p> |
| 【運営】 | <p>【具体的取扱方針】</p> <p>・緊急やむを得ない場合に身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行う場合に記録すべき様式を定めていなかった。</p> <p>なお、聴き取りによると、これまで身体的拘束等を行う様な事例はなかった、とのこと。</p> | <p>・身体的拘束等については、当該利用者の状況から切迫性、一時性、非代替性（緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の三要件）を検討した結果、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず実施するものであることを踏まえ、以下のとおり不十分な点を改善すること。</p> <p>緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>また、「緊急やむを得ない場合」に該当するか否かについては、身体的拘束等の実施中は常に観察及び再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除しなければならない。</p> <p>よって、経過観察の記録等においては、身体的拘束等を実施する都度、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況だけでなく、緊急やむを得ない理由についても、可能な限り詳細に記録できるよう様式を定めること。</p> |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

| | 運営指導時の状況 | 指導内容 |
|------|---|---|
| 【運営】 | 【掲示】 ・貴事業所では、運営規程及び重要事項説明書を掲示しているが、その記載内容に不十分な箇所がある。 また、ウェブサイトに掲載している重要事項について不足がある。 | ・利用者に対する説明責任として、運営規程及び重要事項説明書を掲示する場合は、今回の運営指導の指摘を改善の上、最新のものを掲示すること。 また、ウェブサイト上に最新の重要事項説明書を掲載する等して重要事項の不足を補うこと。 |
| | 【通所介護計画】 ①居宅サービス計画には貴事業所が行うサービス内容として薬の服用等が位置付けられているが、貴事業所が作成している通所介護計画には薬の服用等が位置付けられていない事例があった。 なお、実際は居宅サービス計画に基づき薬の服用等を行っていた。 | ①通所介護計画の内容は居宅サービス計画の内容と整合性を図ること。 |
| | ②通所介護計画について、利用者に説明し同意を得ているとのことであったが、署名及び同意した日付の記載がなく、説明し同意を得ているか書面上で確認できない事例がある。 | ②説明し同意を得て交付したことが確認できるように、利用者の署名は必ず得ること。 |
| | 【勤務体制の確保等】 ①一部の職員について、勤務形態（常勤・非常勤の別）及び兼務関係が実態と異なっている。 | ①実態に即した勤務形態及び兼務関係に訂正すること。 |
| | ②職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じていない。 | ②職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 また、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者へ周知すること。 |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

| 運営指導時の状況 | 指導内容 |
|--|---|
| <p>【業務継続計画の策定等】 ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と業務継続計画における訓練について一体的に行っており、研修の後に実施しているとのことであったが、資料等の明確な記録がなく書面上で実施を確認できない。</p> | <p>・訓練を実施したことが確認できるよう、記録を残すこと。</p> |
| <p>【衛生管理等】 ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）について実施されていない。 なお、聴取によると研修と兼ねて良いと認識していたとのこと。</p> | <p>・感染対策委員会の開催については、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上定期的に開催することとし、開催したことが確認できるよう、議事録等で記録を残すこと。 また、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ること。</p> |
| <p>【事故発生時の対応】 ・市に報告が必要な骨折に係る事故が発生していたにもかかわらず、報告がされていない事例があった。</p> | <p>・速やかに該当の事故報告書を提出すること。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は速やかに事故報告書を提出すること。 なお、今後、市に報告が必要な事故が発生した場合は速やかに報告を行うように、再発防止に努めること。</p> |
| <p>【虐待の防止】 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止委員会」という。）は定期的に開催されているが、検討内容について不備がある。</p> | <p>①虐待防止検討委員会では具体的に以下のような事項について検討すること。 (1) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること (2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること (3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること (4) 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること (5) 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること (7) 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

| | 運営指導時の状況 | 指導内容 |
|------|---|--|
| 【運営】 | ②虐待の防止のための対策を検討する委員会について、構成メンバーの役割や責務について明確化されていない。 | ②虐待の防止のための対策を検討する委員会の構成メンバーの役割や責務について、書面上で明確に定めること。 |
| | <p>【地域との連携等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営推進会議について、新型コロナウイルス感染症流行前に開催した後、これまで一度も開催していなかった。 また、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録（以下「議事録」という。）を公表していない。 | <ul style="list-style-type: none"> 虐待の発生又はその再発を防止するよう、必要な措置を講じること。 <ol style="list-style-type: none"> 虐待防止検討委員会の議事録は、実態に即した内容を記録すること。 虐待防止担当者について、書面上で明確にすること。 |
| 【報酬】 | <p>【基本報酬の算定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画上2時間以上3時間未満で通所介護計画が作成されている利用者について、実績が計画に位置付けられた時間より長くなった場合に、実績による所要時間の区分で算定している事例がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 実績上の時間が計画に位置付けられた時間より長くなった場合であっても、計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行う為の標準的な所要時間による区分について算定すること。 他に同様の事例がないか自主点検し、不適切な請求については過誤調整により自主返還を行うこと。 また、今後同様の事例が発生しないよう、事業所内で確認体制の整備を行うこと。 |
| | <p>【2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定していた利用者について、聴取によると、併設の居住している有料老人ホームで理容サービスを受けた後に、通所介護を利用していた事例があった。 | <ul style="list-style-type: none"> 2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者に限られる。 本事例については、利用者のやむを得ない事情にあたらなことから、算定要件を満たさないため、過誤調整により自主返還を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。今後、2時間以上3時間未満の通所介護を提供する場合は、要件を確認の上、その必要性を通所介護計画等に記録するなどして明確にすること。 |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

| | 運営指導時の状況 | 指導内容 |
|------|--|---|
| 【報酬】 | <p>【個別機能訓練加算（Ⅰ）イ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画について、機能訓練指導員等が共同して作成していることが確認できない。 なお、聴取によると、実際は、機能訓練指導員及び生活相談員等様々な職種を交えて目標等を検討し、計画を作成しているとのことであった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基準上、個別機能訓練計画は、機能訓練指導員等が共同して作成をするものであるため、共同して作成していることが分かるよう様式を調整すること。 |
| | <p>【個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を個別機能訓練時間帯に1名以上配置していないにもかかわらず、本算定を加算していた事例があった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・所定の基準に満たないサービス提供単位の利用者に対する当該加算の請求は不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整により自主返還を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。 |
| | <p>【事業所規模による区分の取扱い】</p> <p>※通所介護のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護費の事業所規模による区分の算出について、書面で確認しているとのことであったが、記録を確認できない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護費の事業所規模による区分について、所定の算出方法により、再度事業所規模の区分に変更がないか計算し任意様式で提出すること。 また、年度ごとに、事業所規模を確認し、その根拠資料を保管しておくこと。 |
| | <p>【介護職員等処遇改善加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件である職場環境等要件のうち、外部への公表を行っていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度中に、介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件である職場環境等要件のうち、外部への公表について介護サービス情報公表システムまたは自社ホームページにて公表を行うこと。 |

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

《パターン1》1つの職種につき、1つの行を使用する。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|------------|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|------|-------|-------|-------|------|
| 生活相談員 | B | 社会福祉主事任用資格 | 00 B子 | シフト記号 | a | b | b | a | b | a | b | b | b | b | b | a | | | | | | |
| | | | | 勤務時間数 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | | | 52 | 13 | 介護職員 |
| | | | | サービス提供期間内の勤務時間数 | 2.5 | 4.5 | 4.5 | 2.5 | 4.5 | 2.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 2.5 | | | 51.5 | 12.88 | | |
| 介護職員 | B | 社会福祉主事任用資格 | 00 B子 | シフト記号 | b | a | a | b | a | b | a | a | a | a | b | | | | | | | |
| | | | | 勤務時間数 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | | | 55 | 13.75 | 生活相談員 | |
| | | | | サービス提供期間内の勤務時間数 | 4.5 | 2.5 | 2.5 | 4.5 | 2.5 | 4.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 4.5 | | | 50.5 | 12.63 | | | |

上記のように、1つの職種につき1行使用することで、どの職種にどの時間帯で配置されているかが明確になります。

なお、1日のうちに複数の職種を兼務する場合には、赤枠で囲われている部分のように時間帯別のシフト記号表等を作成いただき、それぞれの職種で明確な勤務時間が分かるよう作成をお願いいたします。

《パターン2》

1つの行で1日配置がある形の記載を行い、欄外にそれぞれの職種で勤務している時間がわかる記載を行う。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|------------|-------|-----------------|------|--|------|--|---|---|--|------|--|---|--|---|----|------|--|--|--|
| 生活相談員 介護職員 | B | 社会福祉主事任用資格 | 下関 B子 | シフト記号 | b(生) | | b(生) | | a | a | | b(生) | | a | | | | | | | |
| | | | | 勤務時間数 | 8 | | 8 | | 8 | 8 | | 8 | | 8 | | 8 | 80 | 20 | | | |
| | | | | サービス提供期間内の勤務時間数 | 7 | | 7 | | 7 | 7 | | 7 | | 7 | | 7 | 70 | 17.5 | | | |

上記のように、1行で作成することも可能です。その場合には、赤枠で囲われている部分のように、どの職種として従事するのか分かるよう記載をお願いいたします。

なお、上記のように2つの職種を兼務する場合であれば、(生)と記載がない日は介護職員として従事していることが分かりますが、2つ以上の職種する場合には、より細かく職種の明記が必要となります。

また、1日のうちに複数職種兼務する場合で表中に記載しきれない場合には、勤務表枠外に「下関氏についてb(生)の日は、AMは生活相談員、PMは介護職員」等分かる形の記載をお願いいたします。

【複数単位でのサービス提供を行っている場合】

午前・午後等短時間でのサービス提供や同時間帯で複数単位のサービス提供を行っている場合には、それぞれの単位ごとで勤務表の作成をお願いいたします。

③ 通所介護計画^(注1)の作成等にあたって留意すべきことは？

通所介護計画書の作成にあたって記載が必要な項目と、最近質問があった事例を掲載しますので、貴事業所の計画書の内容及び見直しの時期について再度ご確認をお願いします。

1. 通所介護計画の（再）作成、交付について

現在、下関市において、通所介護計画書に記載が必要な内容は、次のとおりです。

- ・ 当該計画の作成者の氏名(※)
- ・ 利用者の基本情報(氏名等)
- ・ 当該計画の目標
- ・ 具体的なサービス内容
- ・ 提供するサービスの曜日
- ・ サービスの利用時間(送迎時間は除く)
- ・ 当該計画の期間
- ・ 利用者に対し、当該計画について「説明」し、「同意」を得て、「交付」を行ったことが確認できる文言
- ・ 当該計画の説明者の氏名
- ・ 当該計画の説明・同意日
- ・ 利用者の署名欄
- ・ 代筆者の続柄欄(※代筆者欄を設ける場合のみ)

- ・ 当該計画への評価
- ・ 評価の説明者の氏名と説明日
- ・ 当該評価の説明を受けた人の氏名

(※)通所介護計画は、管理者が作成し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得て交付しなければなりません。当該計画をサービスの提供に関わる従業者が共同して作成及び説明を行い、利用者の同意の上で交付した場合であっても、当該一連の過程が管理者の責任の下で行われている旨を、管理者名の記載や押印等により明らかにしてください。

2. 通所介護計画の期間について

通所介護計画の期間を設定し通所介護計画書へ記載することを本市の指導基準としており、もっとも望ましい期間の設定は、居宅サービス計画における短期目標の期間内とすることです。これは、居宅サービス計画の短期目標を達成するために必要なサービスとして、通所介護サービスが位置づけられていることによるものです。

しかしながら、現在発出済みの関係通知等において、通所介護計画における期間についての具体的な定めがないこと、また居宅サービス計画における短期目標が段階的であるとはいえ、同計画の長期目標の達成のために設定されるものであることを踏まえ、以下の運用とする場合は、居宅サービス計画の（短期目標の期間を越えて）長期目標の期間内で設定することが可能です。

○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法

①居宅サービス計画の短期目標の期間終了に伴う居宅サービス計画の見直しの結果（居宅サービスの内容の変更、短期目標の更新のみ等）をもとに、現在の通所介護計画が当該見直しの結果の内容に沿うものか確認する。

確認した結果・・・

②現在の通所介護計画の変更を要す場合



現在の通所介護計画は終了することとし次期計画を作成する。

- ・終了となる通所介護計画については評価を行い、評価内容は利用者側に説明のうえ説明した旨を事業所側にて記録すること。
- ・次期計画についても利用者への説明、同意及び交付の手続きが必要。

③変更を要さない場合



現在の通所介護計画の継続が可能である。

- ・居宅サービス計画の短期目標の期間終了に伴う通所介護計画の確認を行った結果、変更を要しないため、引き続き現在の通所介護計画を継続する旨を事業所側にて記録しておくこと。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

○通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合

解釈通知^(注2)では、通所介護計画書は居宅サービス計画に沿って作成されるべきであり、通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿うものか確認のうえ必要に応じ変更する旨が示されています。

変更の必要がない場合は、そのまま継続することが可能であると解釈できることから、これに基づく取り扱いとして、前述の「○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法」のとおり、対応することとなります。

○補足

通所介護計画は、その期間中いずれの時点においても同時点での居宅サービス計画の内容に沿うものであるべきものです。通所介護計画の期間を居宅サービス計画の短期目標の期間内で設定した場合においても、居宅サービスに変更等が生じた場合は、期間終了前であっても、前述の「○通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間内に設定する場合等の運用方法」のとおり、対応することとなります。

(注1) 地域密着型通所介護計画及び(介護予防)認知症対応型通所介護計画を含む

(注2) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)

④ 個別機能訓練加算について【通所介護・地域密着型通所介護】

個別機能訓練加算を算定する利用者については、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として生活機能の維持・向上を図るために、個別機能訓練を実施することが求められています。

令和6年度の介護報酬改定により、個別機能訓練加算(I)ロにおける理学療法士の配置の要件等についても見直しがありました。また、個別機能訓練の実施方法については運営指導でも指摘が多い事項ですので、併せてご確認ください。

1. 単位

| 《改定前》 | 《改定後》 |
|----------------------|----------------------|
| 個別機能訓練加算(I)イ 56 単位/日 | 個別機能訓練加算(I)イ 56 単位/日 |
| 個別機能訓練加算(I)ロ 85 単位/日 | 個別機能訓練加算(I)ロ 76 単位/日 |
| 個別機能訓練加算(II) 20 単位/月 | 個別機能訓練加算(II) 20 単位/月 |

2. 人員配置基準

- 《個別機能訓練加算(I)イ》
 ☞専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等※1を1名以上配置が必要
- 《個別機能訓練加算(I)ロ》
 ☞専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等※1を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等※1を1名以上配置が必要

今回の改正で配置要件が緩和されている

(※1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)のことを指す。

3. 個別機能訓練の実務等

個別機能訓練加算の算定に当たっては、以下の(1)～(5)の実施が必要となります。(参考:「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」令和6年3月15日発出)

(1)利用者のニーズや役割等の把握

- ・利用者の日常生活や社会生活等についてのニーズや役割を、“興味・関心チェ

ックシート”等を活用して把握する。あわせて、家族の希望を把握する。

- ・利用者の居宅での生活状況を居宅訪問の上で確認する。
- ・必要に応じて、医師等から利用者の病歴等の状況についての情報を得る。

(2) 目標の設定

・(1)で把握したことをもとに、長期目標・短期目標のように段階的な目標設定をする等、可能な限り具体的かつ分かりやすい目標を設定する。

<長期目標の設定>

長期目標は生活機能の構成要素である以下 a～c をバランスよく含めて設定することが求められる。

- a 体の働きや精神の働きである「心身機能」
- b ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」
- c 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」

☞単に座る・立つ・歩くといった身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、居宅における生活行為（トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等）や地域における社会的関係の維持に関する行為（商店街に買い物に行く、囲碁教室に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等）等、具体的な生活上の行為の達成を含めた目標とすること。

<短期目標の設定>

長期目標を設定した後は、目標を達成するために必要な行為ごとに細分化し、短期目標として整理する。

(例) 長期目標が「スーパーマーケットに食材を買いに行く」の場合必要な行為

- ・買いたい物を書き記したリストを作る
- ・買い物量を想定し、マイバッグを用意する
- ・スーパーマーケットまでの道順を確認する
- ・スーパーマーケットまで歩いて行く
- ・スーパーマーケットの入り口で買い物かごを持つ
- ・スーパーマーケットの中でリストにある食材を見つける
- ・食材を買い物かごに入れる
- ・レジで支払いをする
- ・買った品物を袋に入れる
- ・買った品物を入れた袋を持って、自宅まで歩いて帰る

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

(3) 訓練項目の設定

・利用者の現状の心身機能等に照らし困難であることについて、どのような訓練を行えば可能となるのか検討する。

(例) 上記の事例において、歩行機能が低下していることから、「スーパーマーケットまで歩いて行く」「スーパーマーケットの中でリストにある食材を見つける」「買った品物を入れた袋を持って、自宅まで歩いて帰る」ことが困難である場合、自宅からスーパーマーケットまでの距離等を勘案した上で、

- ・歩行機能を向上させる訓練（筋力向上訓練、耐久性訓練、屋内外歩行訓練等）
- ・歩行を助ける福祉用具（つえ等）を使用する訓練
- ・歩行機能の向上が難しい場合、代替的な移動手段となりうる福祉用具（電動車いす等）を使用する訓練を行うことが想定される。

・訓練項目の決定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備する。

・通所介護等提供中に機能訓練を行うのみでなく、利用者が自身で又は家族等の援助を受けて、利用者の居宅等においても実施できるような訓練項目をあわせて検討し、提示することが望ましい。

(4) 計画書の作成

・個別機能訓練計画書は、機能訓練指導員等が多職種共同で、その目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容として作成する。

・計画については利用者又はその家族に丁寧に説明を行い同意を得た上で交付（電磁的記録の提供を含む）する。

(5) 訓練の実施

・類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度の小集団（個別対応含む）に対して、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練を行う。

・概ね週1回以上実施することを目安とする。

(6) 実施後の対応

・個別機能訓練の目的に照らし、計画の内容や効果について評価を行う。

・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認する。また、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

・概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や効果等について、利用

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、見直しや変更を行う。

4. 令和6年度報酬改定Q&Aからの抜粋

Q 1. 個別機能訓練加算(I)イ・ロにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することとなっているが、具体的な配置時間の定めはあるのか。

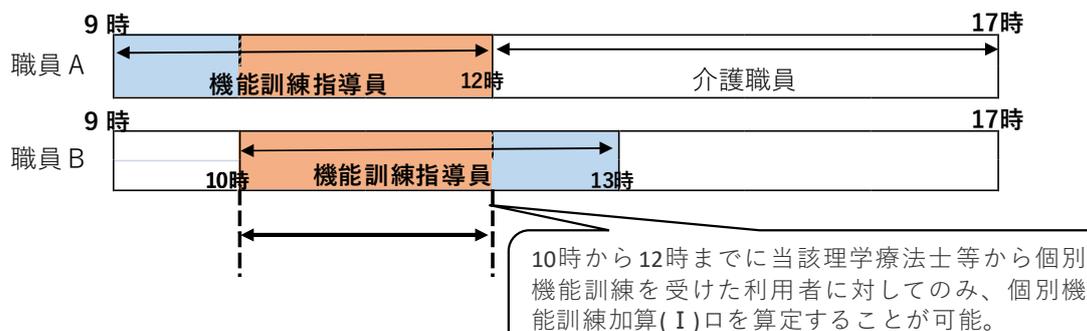
A 1. 個別機能訓練加算(I)イ・ロに係る機能訓練指導員については、具体的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画策定に主体的に関与するとともに、利用者に対し個別機能訓練を直接実施したり、実施後の効果等を評価したりする必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価する時間等を踏まえて配置すること。なお、当該機能訓練指導員は専従で配置することが必要であるが、常勤・非常勤の別は問わない。

Q 2. 個別機能訓練加算(I)ロにおいては、合計で2名以上の理学療法士等を配置している時間帯において個別機能訓練を実施した利用者に対してのみ算定することができるのか。

Q 2. 貴見のとおり。例えばサービス提供時間が9時から17時である通所介護事業所において、以下のように機能訓練指導員を配置する場合には、10時から12時の間に当該理学療法士等から個別機能訓練を受けた利用者について個別機能訓練加算(I)ロを算定することができる。

※この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している時間はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があることに留意すること。

〈9時-17時がサービス提供時間の事業所の場合〉



⑤ 入浴介助加算(Ⅱ)について

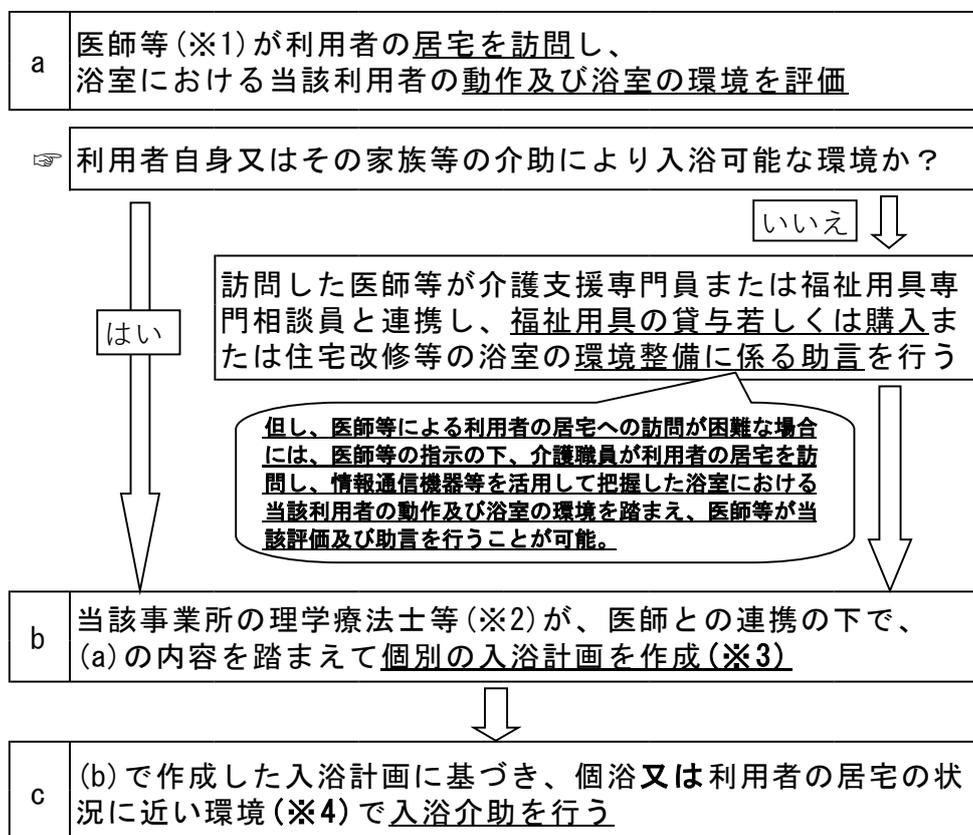
令和3年度制度改正より、新たに入浴介助加算Ⅱが追加されております。
 当該加算は、利用者が居宅において、自身で又は家族等の介助によって入浴
 ができるようになることを目的として実施されるものです。

入浴介助加算(Ⅰ)…40単位/1日につき
 入浴介助加算(Ⅱ)…55単位/1日につき

算定する際の流れについて、下記のフロー図を参考にしてください。
 なお、令和6年度制度改正より、一部変更点がございますので、併せてご確
 認をお願いいたします。

詳細な算定要件及びQ&Aについては、指定居宅サービス及び指定介護予防
 サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企25号)及び介護保
 険最新情報 vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(令和
 6年3月15日)」等をご確認ください。

《入浴介助加算(Ⅱ)算定要件のフロー図》 ※太字はR6変更点



令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

(※1) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境を評価することができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者を含む。)

(※2) 当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

(※3) 相当する内容を(地域密着型/認知症対応型)通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることが可能。

(※4) 利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせ、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。

介護保険最新情報 vol. 1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (令和6年3月15日)」において、前頁の(a)が想定されない利用者に対するの取扱いについて示されています。

下記①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算の算定が可能です。

- ・ 自宅に浴室がない等具体的な入浴場面を想定していない利用者
- ・ 入浴するには心身機能の大幅な改善が必要な利用者



- ①通所介護事業所の浴室において、医師等(※1)が利用者の動作を評価
- ②通所介護事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える
- ③機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、①及び②の内容を踏まえて個別の入浴計画を作成(※3)
- ④入浴計画に基づき、入浴介助を行う
- ⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する

⑥ サービス提供体制強化加算について

サービス提供体制強化加算について、新規に算定及び継続して算定する事業所におかれましては、加算算定開始時及び毎年度末、勤務時間数等の算定要件を満たしているかの確認をお願いしているところですが、毎年、多くのご質問をいただいておりますので、算定要件確認時の留意事項について、掲載いたします。

加算算定予定及び継続算定予定の事業所におかれましては、以下の留意事項と併せて今一度、事業所で算定している加算区分における算定要件の確認をお願いいたします。

1. 算定要件を満たしているか確認する際の留意事項

今回は、厚生労働省の様式を参考に留意事項をお伝えします。

独自様式での確認でも差し支えありません。

【介護職員に占める介護福祉士の割合で算定要件を満たす場合】

(別紙7-2)

有資格者等の割合の参考計算書

事業所名
 事業所番号
 サービス種類

各事業所で定められている常勤職員が勤務すべき一月当たりの時間を記載。

1. 割合を計算する
 2. 有資格者等の割合を計算する
 3. 常勤換算方法に
 前年度(3月を除く)

非常勤職員について、勤務延時間数を計算し、対象従業員全員の時間を合算し記入。
 なお、介護職員と他職種を兼務している従業員については、介護職員として勤務した時間のみを計上すること。

| 年 | 月 | ①常勤職員の 一月あたりの 勤務時間 | ②常勤換算方法の 対象外である 常勤の職員数 (常勤・専従等) | | ③常勤換算方法の対象 である常勤の職員 の勤務延時間数 (常勤・兼務等) | | ④非常勤の職員 の勤務延時間数 | 常勤換算人数 | |
|----|-------|--------------------------|--|----|---|----|--------------------|--------|------|
| | | | 人 | 時間 | 人 | 時間 | | 介護福祉士 | 介護職員 |
| 4月 | 介護福祉士 | 時間 | 人 | 時間 | 人 | 時間 | | | |
| | 介護職員 | 時間 | 人 | 時間 | 人 | 時間 | | | |
| 5月 | 介護福祉士 | 時間 | | | | | | | |
| | 介護職員 | 時間 | | | | | | | |
| 6月 | 介護福祉士 | 時間 | | | | | | | |
| | 介護職員 | 時間 | | | | | | | |
| 7月 | 介護福祉士 | 時間 | | | | | | | |
| | 介護職員 | 時間 | | | | | | | |
| 8月 | 介護福祉士 | 時間 | | | | | | | |
| | 介護職員 | 時間 | | | | | | | |

「介護福祉士」の行には、介護職員として勤務している介護福祉士の人数や勤務延時間数を記載。

「介護職員」の行には、介護職員として勤務している人数や勤務延時間数を記載。
 ※介護福祉士の行に記入する従業員についても含める。

①に記載した、常勤職員が勤務すべき一月当たりの勤務時間を満たし、かつ、介護職員専従のものについて、1人として計上。
 ※法人で常勤扱いの従業員であっても、2つの事業所を兼務している場合等には対象事業所のみで勤務時間を計算するため、場合によっては月によって常勤や非常勤が変動する従業員も出てくるため留意。

②に該当しない常勤従業員について、勤務延時間数を計算し、対象従業員全員の時間を合算し記入。
 なお、介護職員と他職種を兼務している従業員については、介護職員として勤務した時間のみを計上すること。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

※介護職員に占める介護福祉士の割合ではなく、サービスを直接提供する職員に占める勤続年数7年以上（10年以上、3年以上）の者の割合で算定要件を満たす場合も同様の考え方になります。

なお、この場合、介護職員の行が「サービスを直接提供する職員」に、介護福祉士の行が「勤続年7年以上（10年以上、3年以上）の者」になります。
※算定上必要な介護福祉士の割合又は勤続年数等は、算定区分及びサービスにより異なる場合がありますので、算定要件の確認をお願いいたします。

2. よくある質問

Q 1. サービスを直接提供する職員とは何か。

A 1. 生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。

Q 2. 勤務延時間数の計算をする際に休憩時間は含めるのか。

A 2. 1日を通してサービス提供を実施する事業所においては、休憩時間(※)を含めることが可能。
※休憩時間については、労働基準法において、最低限確保すべきとされている程度の休憩時間。

Q 3. 勤続年数の計算方法はどのように考えるか。

A 3. 勤続年数については、算定事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。
なお、勤続年数は、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。

新規算定時及び算定区分変更時については、変更届等と併せて根拠書類となる前年度1年分（3月を除く。新規・再開等前年度実績が6月に満たない場合は、前3月。）の勤務実績表の提出が必要となります。その際、どの職員が勤続年数を満たしているのかや介護福祉士の資格を保持しているのか分かるよう勤務実績等に明記の上、ご提出をお願いいたします。

⑦ 資格者証及び秘密保持の取扱いについて

雇用時や資格者証の保管時等における留意点を以下にまとめましたので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

(1) 資格者証の保管等について

資格を証明する書類（以下「資格者証等」という。）の写しを添付提出する場合（又は過去に資格者証等の写しを提出している場合）の取扱いについては、これまでの集団指導においても周知いたしているところではありますが、指定（更新）申請書、指定事項等変更届等（以下、「申請書等」という。）の提出に伴い、資格者証等の写しを添付提出する場合や、運営指導等で提示をする際、その資格者証等の写しに記載されている氏名が、婚姻等により、勤務形態一覧（勤務表）等の提出書類等に記載されている氏名と異なる場合がある事例が散見されることから、今一度取扱いについてご確認をお願いいたします。

以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

- ①事業者において氏名が変更された資格者証等の写しを保管している場合は、その写しを添付提出（提示）してください。
- ②事業者において氏名が変更された資格者証等の写しを保管していない場合は、事業者において資格者証等記載の氏名の者が当該従業者と同一人物であることを証する旨を資格者証等の写しに裏書きする又はその旨の証明書を添付提出（提示）してください（次頁参照）。
※同一人物であることを証明する公的書類の写しの提出（提示）は不要です。
- ③②の場合において、申請書等提出後に、事業者において氏名が変更された資格者証等の写しを収受した場合は、その写しを追加提出してください。
※資格によっては、氏名が変更となった場合に、資格者証等の氏名の変更手続きを行う必要があります。
- ④介護支援専門員の場合は、①～③の取扱いによらず、必ず、氏名が変更された介護支援専門員証の写しを提出（提示）してください。
※介護支援専門員証の氏名変更手続中の場合は、申請書等提出時にその旨を申し出た上で、写し収受後速やかに追加提出してください。
なお、運営指導等において提示を求められた際にも対応できるよう保管をお願いいたします。

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

(2) 認知症介護基礎研修の受講義務について

令和6年度より、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講が義務付けされています。※1

介護サービス事業者※2は、医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる必要がありますので、遺漏なくご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、保有している資格が認知症介護基礎研修の受講義務の対象外となるか不明な場合には、一度ご確認いただきますようお願いいたします。

〈受講義務の対象外となる資格〉(山口県かいごへるぶやまぐちより)

| | | | |
|----|---|--|---|
| 医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師 ・ 准看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師 |
| 福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士 ・ 理学療法士 ・ 介護支援専門員 ・ 介護支援専門員 ・ 介護職員初任者研修修了者 ・ 訪問介護員養成研修(一級課程、二級課程)修了者 ・ 認知症介護実践者等養成研修(実践者研修、リーダー研修、指導者研修)修了者 ・ 管理栄養士 ・ あん摩マッサージ師 | | |

※柔道整復師、歯科衛生士、福祉用具専門相談員についても受講が免除となる資格

※1 新規採用・中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対しては、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講させることとする。

※2 訪問系サービス(訪問入浴介助を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く。

(3) 秘密保持について

運営指導実施時等において、秘密保持に関する誓約書が徴取されていない事例が散見されます。

法人の代表者や役員等であっても、介護サービスを提供する従業者として勤務する場合には秘密保持に関する誓約書の徴取が必要となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、法人の代表者については、法人の代表者に対し従業者として誓約することとなりますので、併せてご留意いただきますようお願いいたします。

⑧ 建築指導課よりお知らせ

キクちゃん と カイトウ君 の お悩み相談室

介護保険のテイサービスを始めたいけど、
どうしたらいいの？

キクちゃん

親戚のおじさんが、自宅を改修してテイサービスを始めるって言うけど、どうしたらいいの？
おじさん、なんにも分かってなさそうでサ～。



カイトウ君

いい質問だね。テイサービスを始めるには、事前の相談が必要なんだ。
まず、最初の相談窓口は、**介護保険課**だよ。
始める日の2か月前くらいまでには申請が必要なんだ。
次の相談は、**建築指導課**かな。
そもそも、その場所でテイサービスをしていいのか、確認しないとイケないよ。
場所によっては、テイサービスをしてはいけないところもあるんだ。

キクちゃん

え～、そうなの！？ 親戚のおじさんの家は大丈夫かなあ。他には、どんなことがある～？

カイトウ君

新しい浄化槽が必要になるかもしれないよ。
家庭用の浄化槽とテイサービスの浄化槽って、大きさがちょっと違うんだよ。
浄化槽をそのままにして、汚いままの水を流してしまったら、大変なことになってしまうよ。

キクちゃん

そりゃそうだね。汚い水を垂れ流しにしたらダメってことだね。
そういえば、親戚のおじさんの家の周りは、田んぼばかりだったなあ。他には？

カイトウ君

市役所の**建築指導課**に建物の申請をしないとイケないかもよ。
そもそも、住宅とテイサービスでは、建物の基準が違うんだよ。
排煙用の窓とか、燃えにくい内装材にするとか、いろいろあるんだ。

キクちゃん

なんだか、いろいろあって大変そうだなあ。おじさんになんて言ったらいいんだろう？

カイトウ君

とりあえず、市役所の**介護保険課**か**建築指導課**に聞いてみたらいいよ。
介護保険課が**083-231-1371**で、建築指導課が**083-231-1380**だよ。

キクちゃん

わかった。ありがとう。さっそくおじさんに電話するように言っとくよ。

カイトウ君

建物に必要な消防用設備等は、管轄の消防署に、相談してみてね。
高齢者にやさしいテイサービスができたらいいいね。



下関市 都市整備部 建築指導課

令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

前頁の案内については、共通編60頁でも掲載していますが、通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護が対象となりますので、個別編でも掲載しております。

自宅等を改修して新規に事業所を開設する場合は、介護保険課のみでなく、建築指導課への事前相談もお願いいたします。

⑨ 都市計画課よりお知らせ

都市再生特別措置法による「下関市立地適正化計画」が令和7年6月に改定され、それに基づく事前届出制度も変更されました。

介護保険サービスにおいては、下記のサービスに係る施設を移転又は新規開設する場合に事前に届出が必要となる場合がございます。次頁からの資料を参考に、事前に都市計画課への相談をお願いいたします。

1. 通所介護
2. (介護予防) 通所リハビリテーション
3. 地域密着型通所介護
4. (介護予防) 認知症対応型通所介護
5. (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
6. 看護小規模多機能型居宅介護
7. 第一号通所事業

○届出に関する詳しいお問合せ先

下関市都市整備部都市計画課（計画係）

下関市ホームページ「下関市立地適正化計画」で検索

【下関市立地適正化計画】に基づく 事前届出制度について

届出制度の
 内容が
 変わります！

開発行為・建築等行為を計画されている皆様へ

👉 「立地適正化計画」について

下関市では「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」を進め、持続可能な都市構造を実現するため、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を令和2年に策定し、令和7年6月に改定しました。

👉 「コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり」について

本市では、人口が2040年には20万人を下回ると予測され、高齢化も引き続き進行すると予測されています。今後は、人口減少・少子高齢化が進展しても、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、できるだけ駅など公共交通でアクセス可能な拠点周辺に居住や都市機能を誘導するとともに、拠点間を公共交通で効率的に結ぶ利便性の高いまちづくりを進めます。

👉 「事前届出制度」とは

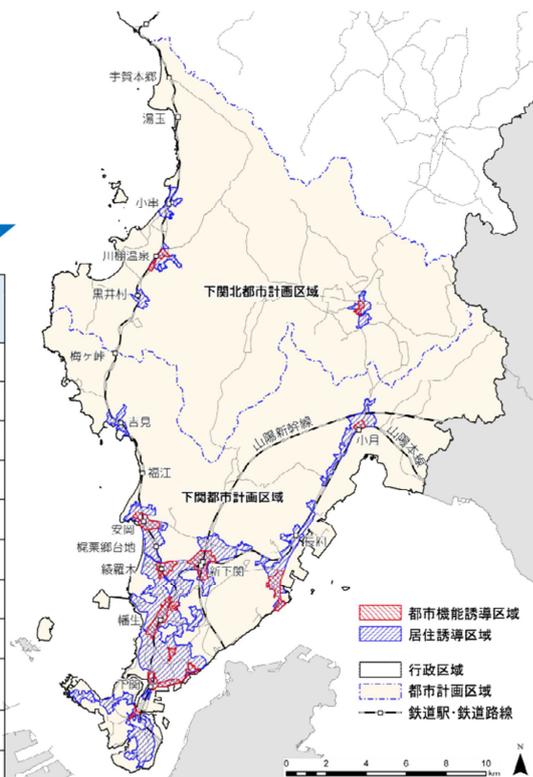
この計画の公表により、**居住や都市機能を誘導する区域の内外で一定の行為をされる場合は、行為に着手する日の**30日前**までに市長への届出が必要です。**

誘導区域の範囲

- 居住誘導区域
 人口密度の維持により、生活サービス施設やコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域
- 都市機能誘導区域
 各種サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設

| 分類 | 誘導施設として位置づける施設 | 都市拠点 | | 地域拠点 | 地域拠点 (田園住宅型) |
|-----------------|-----------------------|--------------|------|----------------|-----------------|
| | | 下関駅周辺、新下関駅周辺 | 運動拠点 | | |
| 商業施設 | 床面積 10,000㎡超 | ○ | — | 川中 | — |
| | 床面積 1,000㎡超 食料品小売業 | ○ | — | ○ | ○ |
| 医療施設 | 地域医療支援病院 | — | — | 山の田長府 | — |
| | 病院、診療所 | ○ | — | ○ | ○ |
| 社会福祉施設 (通所型) | 老人福祉施設 | ○ | — | ○ | ○ |
| | 保育園、認定こども園 | ○ | — | ○ | ○ |
| | 次世代育成支援拠点施設 | ○ | — | — | — |
| 教育・文化施設 | 大学・専修学校等 | ○ | — | 山の田 | — |
| | 図書館 | 下関駅周辺 | — | 彦島 長府 安岡 | ○ |
| | 博物館・美術館 | — | — | 長府 川中 | — |
| | 基幹的な機能を有する文化施設 | ○ | — | — | — |
| 行政施設 | 基幹的な機能を有する行政施設 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 金融等 | 銀行、信用金庫等郵便局 | ○ | — | ○ | ○ |



※土砂災害特別警戒区域等は居住誘導区域に含みません。
 ※誘導区域の詳細については「しものせき情報マップ」をご確認いただくか、お問い合わせください。

しものせき
 情報マップ



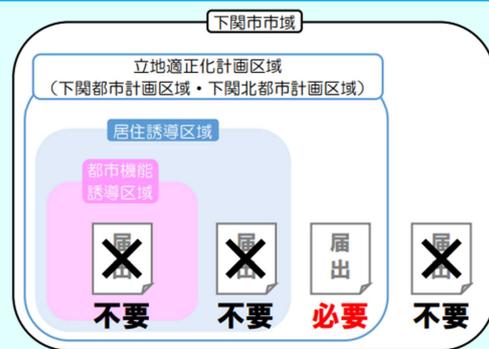
令和7年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

届出が必要な行為について

●居住誘導区域外で届出が必要な行為

新規立地の場合、以下の行為について届出が必要です。

| 開発行為 | 建築等行為 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅建築が目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの | <ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 |



●都市機能誘導区域外で届出が必要な行為

| 開発行為 | 建築等行為 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設※を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合 | <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築する場合 建築物の改築、または用途変更し、誘導施設を有する建築物とする場合 |

※誘導施設については、お問合せください。

ご注意ください!

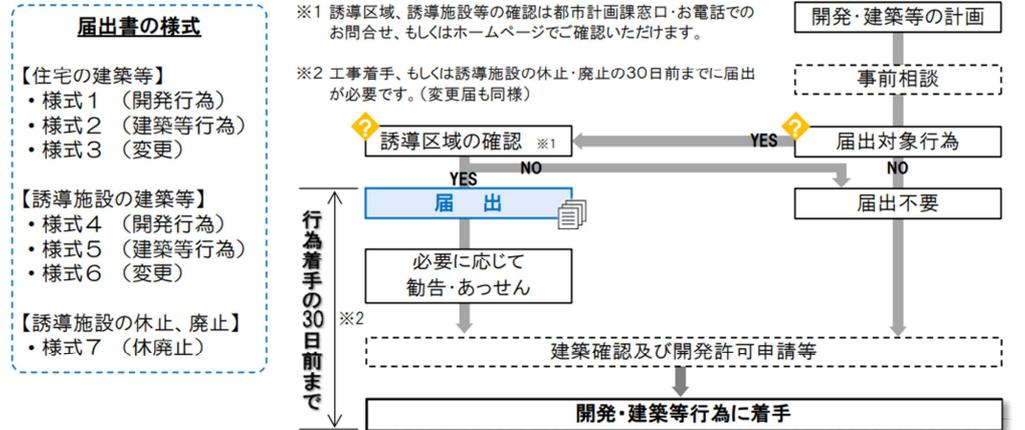
●都市機能誘導区域内で届出が必要な行為
 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合についても届出が必要になります。

誘導施設の休止・廃止

- 誘導施設を休止、もしくは廃止しようとする場合

届出の時期・手続きの流れ

開発行為・建築等の行為の着手、もしくは誘導施設の休止・廃止の**30日前**までに市長への届出が必要



届出に関する詳しい内容は、以下にお問合せください。

【お問い合わせ先】

下関市都市整備部 都市計画課 計画係

〒750-8521 下関市南部町1番1号
 TEL 083-231-1932 FAX 083-231-4799

市HP検索